

## 景気後退とインフレ下における 社会保障の諸問題

(ISSA)

インフレと景気後退の併存は諸外国の政府当局ならびに社会保障行政に対して重大かつ困難な諸問題をひきおこしてきた。ISSA（国際社会保障協会）は研究計画の一つとして“景気後退とインフレ下における社会保障の諸問題”に関する専門家会議を開催した。会議は1976年9月に開かれ、主催国フィンランド以外に9か国から専門家が参加した。ILOを代表して樋口富男氏、ECの委員会を代表してR. Draperie氏、アメリカ社会保障庁から、ISSAの社会保障研究諮問委員会の前会長でもあるIda C. Merriam氏などの参加を得た。

会議の目的は、景気後退とインフレが社会保障制度に及ぼす諸影響を分析し、かつまた反対に社会保障制度が経済に及ぼすインパクトを考察することであった。この目的に沿って、諸問題を次のような4つの主要な領域に分けた。

- ① 社会保障制度の財源調達問題
- ② 給付水準を維持する問題
- ③ 高水準の失業が社会保障制度にもたらす問題
- ④ 社会保障制度と経済の関連の問題

以上の問題に関する諸論文が会議のプログラムの中核をなした。さらに個々の国ならびに制度が経験したインフレ-景気後退の実態とそれへの対応に関する補足的な報告が参加者によって提出された。報告を得た国は次のとおりである。オーストリア、カナダ、エジプト、フィンランド、フランス、イスラエル、オランダ、アメリカである。

フィンランド社会保険研究所長Jaakko Pajula氏は開会の辞として、会議

の主題がフィンランド当局ならびに社会保障制度にとって直接に重要性をもつ旨を述べた。“景気後退、強度のインフレと失業こそ、今日フィンランドの現実であり、またわが国は恒常的な国際収支の赤字に苦しんでいる。わが国の経済は加工木製品の輸出に依存するところが大きい。したがって、海外市場の変動とりわけわが国の貿易の相手国の経済の変動はわが国の経済にじかに伝わってくる。”…社会保険制度の財政をいかにしてまもることができるか、という問題が今日とくに困難な問題であると述べた。

ISSAの事務局長V. Rys氏は、それを受けて、会議の意図は解決方法を見出すことではなく、諸問題を明確に示し、そして経済システムの急速な変化がひきおこした事態に対して各国がおこなった対処の方法を検討することであると強調した。ISSAの研究諮問委員会会長のClément Michel氏は、さらに、それらの諸問題は単に技術的な手段のみでは解決できないことを強調した。経済が成長するとともに社会保障制度は絶えず発展し、拡大するものと多年にわたって信じられてきたが、いまや今日の経済状況のもとでは、再考慮が必要であり、しかも厄介な政治的選択がなされねばならない旨を述べた。

### ① 景気後退とインフレ下における社会保障制度の財源調達問題

この問題については、フィンランド社会保険研究所のP. Sirén氏が報告を行なった。Sirén氏は、社会保障制度の財源調達問題の理解を適確なものたらしめるために、OECD加盟19か国の経済および人口動態のデータにもとづいて、社会保障制度の発展に影響を及ぼす諸要因ならびに社会保障と社会の発展との間の相互作用を分析した。そして、それを背景にして、景気後退とインフレが社会保障制度の財政に及ぼす諸効果を展望した。

景気後退は、収入を減らす反面支出を増大させるので、社会保障財源調達の範囲を狭くする。収入は次のような諸理由から減少した。すなわち、稼働所得の一般的水準の低下に伴う抛棄の減少、失業ならびに非労働力化する人口の増大、社会保障基金からの償還金の遅滞、ならびに不動産または証券の売却が不利となること、などの理由であった。

他方、貨幣的支出は次の諸理由から増大した。すなわち、失業給付および失業に関連する間接費（再教育のための費用）の増大、ならびに老齢年金と廃疾年金受給者数の増大がそれである。さらに、就業者の実質的な稼得所得水準の維持が望ましいということを知るならば、収支均衡のため必要となる拠出の引上げに対しては、支持を得ることがむづかしいであろう。

インフレに関しては、利子生活者またはインデクシングがなされていない年金で生計を維持してきた年金受給者に給付が必要となるので、社会保障支出は直接に増大する。インフレは社会保障制度の財源調達を基礎を危くする。その理由は、まず、どんな源泉から得られる収入についてもそれらの実質価値が減少し、また、社会保障基金自体の実質価値が減少するので、収入が減るからである。他方、インフレのもとでは、生存水準ぎりぎりのところで生活する人々の所得の実質価値の減少を手当てしなければならないので、支出が増大するからである。それに加えて、社会保障の収支を均等にするために必要な拠出の引上げは、物価水準に好ましくない影響を及ぼす要因とみなされよう。

Siren氏の報告の結論は、社会保障の財源調達方法と社会保障の水準ならびに発展との間の関係の検討にあてられている。それによれば、社会保障の水準が高い国もしくは社会保障制度の発展が急速であった国においては、事業主からの社会保障拠出に依存する傾向がある。もう一点は、労働の限界生産物と人件費との差が増大したり、また純収入と社会保障給付との差が減少すると、廃疾年金受給者数が増大し、また高齢者の労働参加率が低下する傾向があるということである。

## ② 景気後退とインフレ期における社会保障現金給付の問題

この問題については、ベルギーの社会福祉省長官 A. Delpérée 氏が共通の特性をもつ西欧の工業国に焦点をあてて、報告を行なった。すなわち、国民所得のほぼ25%を社会保障に充て、しかも景気後退とインフレを同時的に経験している国々である。

報告では、インフレ下における給付（とくに年金）の実質価値を維持する問

題について議論が行なわれた。調整をおこなう様々な方法に関して説明がなされた。すなわち、調整に用いられるインデクス（物価指数、賃金指数、国民所得指数、一般的福祉指数）、調整がなされた期間、異なる指数化公式の限界などについて手短かに述べられた。

ベルギーの具体的な経験から、調整方法の理論的検討についての補足がなされた。給付の購買力を増大させるという目的と、受給者にも経済成長の果実の分け前にあづからせようという目的の、二重の目的から政策が進められて、現金給付の一般的な indexation がなされるようになったのである。しかし、今日の経済状況はインデクシングに関連する政策の修正をもたらした。経済成長がゼロ成長になったので、次のような決定が下された（1976年1月発布）。すなわち、国民所得の再分配はもっとも恵まれないグループを適切に処理すべきこと、かつまた障害者および年金受給者や最低給付の受給者に対する所得増がより高いことが望ましいことが決められた。したがって、完全雇用のもとで受け入れられてきた一般的福祉（general well-being）の概念は、景気後退とインフレのもとでは“限界的な”グループに席をゆずることになってしまった。

けれども、結論的に述べられたことは、インデクシングの手法は単に一時しのぎにすぎないものであり、真の療法は完全雇用への復帰と物価の制御にあるということであった。

## ③ 失業率の上昇に対する社会保障制度の反応

この問題については、西ドイツの国立雇用研究所の D. Eichner 氏が同研究所の諸活動と経験に基づいて、報告を行なった。西ドイツの現状について、“数年間にわたって完全雇用と超完全雇用がつづいて以後、雇用の減少がおこった。20年間に初めてのことであるが、1975年には年間平均失業者総数が100万人を超え、それとともに短時間労働がかなり増加した。こうした雇用の減少のため、1974年以来、雇用問題および失業とたたかうための活動が政治的にもっとも重視されることになった”

大量の失業に対する施策としては、賃金に代る給付の支給と失業を防ぎそれ

をなくするための措置が結びつけて考えられなければならなかった。さらに、この分野の政策は社会政策の他の部門の活動からきりはなして考えることはできない。

西ドイツでは、1975年には、失業給付、失業扶助および現金扶助に対する360万口にもよる申請が認められ、現金給付への支出額は大幅に増大した。

賃金コストへの補助金による雇用援助や移動手当、新規募集に対する補助金の支払、若年の失業者に対する特別の職業訓練制度、および一時的な短時間労働のために生じた賃金の喪失を一部補償するための短期手当の給付など、多くの建設的な措置がとられた。

この報告の他に、I S S Aから失業対策に関する加盟機関の年次調査の結果が報告された。大量の失業に対する社会保障の目立った対策は、失業給付の水準を高めること、また時には受給期間を延長することであった。さらに、適用範囲がそれまで除外されていた労働力グループ、たとえば農業労働者にまで拡張することであった。

このような失業保険の強化以外に、新しい社会保障施策が失業者、不完全就業者および被用者の一部を援助するために行なわれるようになった。その一つは、失業期間に、他の社会保障の権利（たとえば医療をうける権利、年金の権利）を確保することである。もう一つは、高年齢の失業者の再雇用の機会をきわめて乏しいばあいが多いので、高年齢の失業者が退職年齢に達するまでの間、所得の橋渡しとしての給付を支給することである。

大量失業の経験は新しい立法の制定をうながし、たとえば日本では1975年に新しい雇用保険が採用されたし、スイスでは連邦失業保険制度を確立する決定がなされた。

#### ④ インフレと景気後退期における社会保障制度と経済の関連の問題

この問題については、フランスのエコール・ノルマル・シュペリエールのL. Fabius氏が報告を行なった。社会保障はインフレに対して何らかの責任をもつか。社会保障は失業に何らかの影響を及ぼすか。この二点を主たる問題とし

てとりあげた。

社会保障の物価への影響に関しては、しばしば矛盾した議論がなされている。あるものはインフレ期における社会保障抛出の景気対策的效果を強調し、一方、他のものは社会保障はある財の消費の増大、または貯蓄の減少をもたらすのでむしろ景気の変動を強める効果があることを強調する。

Fabius氏の見解によれば、インフレ現象が複雑でありしかも社会心理学的説明があいまいなので、社会保障のインフレ的效果に関しては何ら決定的な解答は得られないであろうということである。しかし、医療システム自体はインフレ圧力をひきおこすことが往々にしてある。

社会保障の失業への影響については、古典派的な経済学者が社会保障は労働市場の均衡を妨げるということから伝統的に社会保障に反対しているが、報告者はそれには同意しなかった。報告者はそれよりも、社会保険抛出の引上げ、したがって労働コストの引上げが資本の過剰投資を導くという批判のほうを重視した。

Fabius氏はインフレーション景気後退期における社会保障の経済的效果は相対的に小さいように思われると結論した。インフレに関する古典的な理論（コスト・インフレ、ディマンド・インフレ、輸入インフレ）では社会保障に関する配慮がほとんどなされていない。今日みられるインフレと景気後退の共存という現象は、通常では異なった、相反する経済状況とみなされる特性が結びついているところにその特徴がある。このことは、少くともいくつかの点で、社会保障の安定化機能に対して疑問を投げかけるもとにならないであろうか。

Expert Group Meeting on Problems of Social Security under Economic Recession and Inflation, International Social Security Review, No. 3, 1976, pp. 321 - 325.

(都村敦子 社会保障研究所)